

◎国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

第一条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

元日	一月一日	年のはじめを祝う。
成人の日	一月の第二月曜日	おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほげます。
建国記念の日	政令で定める日	建国をしのび、国を愛する心を養う。
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
昭和の日	四月二十九日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。
憲法記念日	五月三日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
みどりの日	五月四日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。
こどもの日	五月五日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
海の日	七月の第三月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。
敬老の日	九月の第三月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。
体育の日	十月の第二月曜日	スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。
文化の日	十一月三日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	十一月二十三日	勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。
天皇誕生日	十二月二十三日	天皇の誕生日を祝う。

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

附 則

1 この法律は、公布の日からこれを施行する。

2 昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

これまでの総会の履歴

第1回総会 平成25年4月10日(水)

○役員人事について

第2回総会 平成25年5月8日(水)

○ヒアリング

- ・ 我が国の祝日、国民の祝日に関する法律について [内閣府]
- ・ 「海の日」の制定経緯について [国土交通省]
- ・ 山岳遭難者の捜索・救助について [警察庁]

第3回総会 平成25年5月17日(金)

○ヒアリング

- ・ 保安林・水源林、治山・植林について [農林水産省]
- ・ 鳥獣被害と対策について [農林水産省/環境省]
- ・ 山の自然資源を活用した地域づくりについて [環境省]
- ・ 登山者のトイレ・ゴミなどの問題について [環境省]

第4回総会 平成25年5月24日(金)

○ヒアリング

- ・ 猟銃所持許可の現状について [警察庁]
- ・ 山の保全を目的とした財政措置について [総務省/農林水産省]
- ・ 入山税の現状について [総務省]

第5回総会 平成25年5月31日(金)

○ヒアリング

- ・ 国際観光資源としての山岳・山村について [国土交通省]
- ・ 信仰に関する遺跡としての山について [文部科学省]

第6回総会 平成25年6月7日(金)

○ヒアリング

- ・ 年間休日、年間労働時間の国際比較について [厚生労働省]
- ・ 祝日の労働への影響について [厚生労働省]
- ・ 祝日の中小企業への影響について [経済産業省]

第7回総会 平成25年6月14日(金)

○ヒアリング

- ・ 『富士山と富士信仰』 [山梨県立博物館学芸職員 堀内 眞 氏]
- ・ 入山料に関する検討状況について [静岡県・山梨県]

第8回総会 平成25年6月21日(金)

○講演

- ・ 『生涯の楽しみとしての登山』
[(公社) 日本山岳ガイド協会 副会長 今井 通子 氏]

○今後の進め方について

第9回総会 平成25年9月9日(月)～10日(火)

○上高地 視察・研修合宿

第10回総会 平成25年10月11日(金)～12日(土)

○くじゅう タウンミーティング

第11回総会 平成25年10月30日(水)

○報告

- ・ 上高地 視察・研修合宿 (第9回総会)
- ・ くじゅう タウンミーティング (第10回総会)
- ・ 黒部立山アルペンルートトレッキング [幹事長 丸川 珠代]
- ・ 「山の日」制定協議会の新組織について
[「山の日」制定協議会 新組織準備事務局長 磯野 剛太]

○意見交換

- ・ 「山の日」制定の選択肢について

第12回総会 平成25年11月7日(木)

○意見交換

- ・ 「山の日」の日付について

第13回総会 平成25年11月22日(金) 《予定》

○報告

○意見交換

- ・ 「山の日」制定について

◎ 「8月のお盆前」に至るこれまでの経緯

議連発足当初より、休日が増加することに慎重な意見があることには留意していた。そのため、①日曜日を「山の日」として振り替え休日を設けないという案、②「みどりの日」など他の国民の祝日と同日とする案も出された。

しかし、①については法制上の問題が、②については相乗り先の祝日の関係者の理解を得るのは困難という問題が指摘された。

また、議連では、子どもや家族と山に親しむことができる期間や日付にすべきという趣旨の意見が多くあった。

そこで、比較的多くの配慮すべき条件を満たせる候補として、子どもが夏休みの期間でもあり、かつ事実上多くの人が休暇をとっているお盆前に設定するという案に賛同が得られた。

確定日付ではなく、確定曜日にするという意見もあった。この場合、例えば、第2月曜日とすると8～14日、第3月曜日とすると15～21日の可能性がある。

なお、「海の日」は、平成7年の制定時には確定日付である「7月20日」と定められたが、平成13年の改正により、「7月の第3月曜日」へと移動した。現在、「海の日」の祝日化の運動を推進してきた海事関係者・関係団体は、「本来の趣旨から次第にかけ離れ、この日に対する国民の意識が揺らいでいくのが懸念される状況」であるとして、「海の日」を7月20日の確定日付に戻すことを強く要望するに至っている。

参考資料

◎ 各府県独自の「山の日」

	名 称	日 付	
群馬県	ぐんま山の日	10月第1日曜日	10月「ぐんま山と森の月間」
千葉県	里山の日	5月18日	
長野県	信州 山の日(仮称)		※ 検討中
山梨県	やまなし「山の日」	8月8日	
岐阜県	ぎふ山の日	8月8日	8月「ぎふの山に親しむ月間」
静岡県	富士山の日	2月23日	
大阪府	おおさか「山の日」	11月第2土曜日	11月「山に親しむ推進月間」
奈良県	奈良県山の日・川の日	7月第3日曜日	夏休み期間「山と森林の月間」
和歌山県	紀州・山の日	11月7日	
香川県	かがわ山の日	11月11日	
愛媛県	えひめ山の日	11月11日	
高知県	こうち山の日	11月11日	
香川県 愛媛県 徳島県 高知県	四国山の日	11月11日	

各府県とも、当該府県の名称等を冠していることが多く、独自の活動であることを示している。

日付についても、夏休み期間（海の日、8月8日など）、紅葉のシーズン（10・11月）、語呂合わせと思われる日（2月23日）など、さまざまである。それぞれの「山の日」、その趣旨や目的、当該府県が展開しようとしている運動の性質が異なるのであり、ナショナルホリデイである「山の日」が制定されたとしても、各都道府県の取組の意義は全く損なわれない。

また、県独自の山の日を制定している群馬県や、制定しようとしている長野県でも、両県議会は「国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書」を議決し、国に送付している。

なお、「八」の字が山の形に見えることから、「8」が、また木が並んでいるように見えることから、「11」使われていることが多い。